

閲覧用

令和4年度加美町農業委員会
第2回定例総会議事録

令和4年5月25日（水）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和4年度第2回定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年5月25日(水)午後1時28分～午後2時8分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(13名)

会長職務代理者	15番	小	山	京	子
委員	1番	高	橋	秀	生
〃	2番	杉	村	昭	宏
〃	3番	猪	股		弘
〃	4番	佐	藤	と	も
〃	5番	今	野		修
〃	6番	中	村	貴	美
〃	7番	山	本		成
〃	8番	青	木	拓	也
〃	9番	尾	形	徳	夫
〃	10番	畠	山	智	史
〃	11番	三	浦	良	人
〃	12番	星		榮	喜

4 欠席委員(1名)

会 長	16番	板	垣	文	一
-----	-----	---	---	---	---

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	報告第4号	農地転用許可後の工事進捗状況及び 工事完了報告について
日程第6	議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第5号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第8	議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第7号	農地等買受適格証明願の審議について
日程第10	議案第8号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	今 野 典 子
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第2回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時28分 開会〉

*事務局（庄司一彦事務局長） それではただ今より、令和4年度加美町農業委員会第2回定例総会を開催いたします。

本日は会長が欠席のため、農業委員会会議規則第4条第2項の規定により、会長職務代理者が議長となりまして、議事を進行していただきます。

会長職務代理者、よろしくお願いします。

*議長（小山京子会長職務代理者） ただいまの出席委員は13名です。16番 板垣文一委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（小山京子会長職務代理者） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、7番 山本成委員、8番 青木拓也委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（小山京子会長職務代理者） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（小山京子会長職務代理者） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- *議長（小山京子会長職務代理者） 日程第4、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。
- *事務局（今野典子次長） 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和4年5月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は2件でございます。

報告書番号1

貸人 A氏

借人 B氏

所在地 字田中前…番の田 外6筆

面積 合計5,538㎡

基盤強化促進法

報告書番号2

貸人 C氏

借人 D氏

所在地 菜切谷字青木原…番…の畑 外2筆

面積 合計5,288㎡

基盤強化促進法

[以上2件の賃貸借の合意解約について説明。]

- *議長（小山京子会長職務代理者） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（小山京子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これにて報告第3号を終了いたします。

日程第5 報告第4号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

- *議長（小山京子会長職務代理者） 日程第5、報告第4号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第4号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。

令和4年5月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告は4件でございます。

報告書番号1

居宅建築

許可地 字上野原…番…

面積 511㎡

令和4年4月13日完了

報告書番号2

特定建築条件付売買予定地

許可地 字赤塚…番 外1筆

面積 合計2,062㎡

令和2年7月31日完了予定（進捗率 75%）

報告書番号3

特定建築条件付売買予定地

許可地 字一本杉…番… 外1筆

面積 合計1,826㎡

令和2年11月30日完了予定（進捗率 88%）

報告書番号4

特定建築条件付売買予定地

許可地 字赤塚…番 外1筆

面積 合計1,615㎡

令和3年8月30日完了予定（進捗率 0%）

[以上4件の工事進捗状況及び工事完了報告について説明]

*議長（小山京子会長職務代理者） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これにて報告第4号を終了いたします。

日程第6 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（小山京子会長職務代理者） 日程第6、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和4年5月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

渡人 C氏

受人 E氏

申請地 菜切谷字青木原の畑 3筆

面積 合計5,288㎡

耕作者へ贈与するもの

申請番号2

渡人 F氏

受人 G氏

申請地 字矢倉の田 3筆

面積 合計5,989㎡

耕作者へ贈与するもの

[以上2件の許可申請について説明]

*議長（小山京子会長職務代理者） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、9番 尾形徳夫委員お願いします。

*9番（尾形徳夫委員） 今月5月20日に現地調査を実施いたしました。譲渡人のF氏は、譲受人であるG氏のご主人のご姉弟でございます。こちらは昨年から続く案件でして、G氏のご主人が昨年4月に亡くなり、その2か月後にご主人のお父様も亡くなってしまいました。G氏ご夫妻には子供がいなく、相続する際に、ご主人のご姉弟であるF氏が代表して相続されたということでございます。その相続された農地をG氏が贈与を受けるのですが、面積が大きいため一括で贈与されると、かなり経費がかかってくるということで、司法書士の先生に相談をして、十数年に渡り贈与を受けていくことになりました。贈与が終わりましたら、ご主人の弟の子へ一括で贈与を行う予定でございます。また、現在はH社へ委託し、農地の管理をまかせているそうです。譲渡人・譲受人に聴取り調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

*議長（小山京子会長職務代理者） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

*議長（小山京子会長職務代理者） 日程第7、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和4年5月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請人 I氏 字下野目樋田…番地

申請地 字樋田…番… 外5筆

面積 合計724㎡

申請事由 通路・物置・作業場用地

申請地は加美町役場の西北西約2kmに位置し、下野目集落内に介在する農地ですが、周辺の農地と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。

申請人の息子が居宅の新築を考え土地の調査をしたところ、居宅周りの農地に2aを超える農業用施設等が建設されていることが判明しました。この是正措置として農業用施設等の部分を分筆し、農業振興地域整備計画の農用地から除外した上で、今回の農地転用申請に至ったものです。11ページのとおり、申請人から始末書の提出がありました。

用途は宅地に隣接して建設された農業用施設用地等であり、申請地周辺において

も第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用することが可能な土地がないことからやむを得ないと判断いたしました。

[以上1件の許可申請について説明]

*議長（小山京子会長職務代理者） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、7番 山本成委員お願いします。

*7番（山本成委員） 令和4年5月16日、庄司事務局長、畠山係長、尾形徳夫委員、青木拓也委員、私の5名で現地調査を行ってまいりました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、現況は既に宅地化されており現況を変更しないため問題はないとのことです。また2aを超える転用の是正措置を行うということで、調査の結果、許可相当と判断いたしました。

*議長（小山京子会長職務代理者） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第8 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（小山京子会長職務代理者） 日程第8、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和4年5月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

申請番号1

渡人 J氏 羽場字山鳥川原九番…番地…
受人 K社 菜切谷字山道二番…番地
申請地 菜切谷字山道三番…番
面積 737 m²
申請事由 売買による資材置場・駐車場の設置
事業資金 自己資金 …万円
事業計画 令和4年5月31日着工予定 / 令和4年8月31日完成予定

申請地は加美町役場の北北東約2kmに位置し、菜切谷集落内に介在する農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。現在、申請地近隣に居住する受人が、業務上必要な資材置場・駐車場を設置するもので、用途が「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号2

渡人 L氏 菜切谷字原…番地…
受人 M社 菜切谷字原…番地…
申請地 菜切谷字原…番…
面積 2,190 m²
申請事由 売買による社宅・資材置場・駐車場等の設置
事業資金 自己資金 …万円
事業計画 許可日着工予定 / 令和6年3月31日完成予定

申請地は加美町役場の北北東約3kmに位置し、菜切谷集落内に介在する農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。現在、申請地近隣に居住する受人が、業務上必要な社宅・資材置場・駐車場等を設置するため、農業振興地域整備計画の農用地から除外した上で今回の転用申請に至ったものです。用途が「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することからやむを得ないと判断いたしました。

申請番号3

渡人 N氏・O氏 下狼塚字松原…番地
受人 P社 登米市迫町北方字大洞…番地…
申請地 下狼塚字松原…番…
面積 372 m²
申請事由 使用貸借による駐車場の設置
事業資金 自己資金 …万円
事業計画 令和4年6月1日着工予定 / 令和4年9月30日完成予定

申請地は加美町役場の東南東約3kmに位置し、下狼塚集落内に介在する農地ですが、南側に隣接する農地と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。現在、隣地で障害者支援事業を行っている受人のために、渡人が駐車場を設置するものです。用

途が「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することからやむを得ないと判断いたしました。

申請番号 4

渡人 Q氏 下新田字風張…番地

受人 R氏 同上

申請地 下新田字風張…番…

面積 1,379 m²

申請事由 使用貸借による太陽光発電設備の設置

事業資金 借入金 …万円

事業計画 令和4年6月1日着工予定 / 令和5年4月30日完成予定

申請地は加美町役場の南東約3.6 kmに位置し、下新田集落内に介在する農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。渡人・受人、両名の自宅隣地に太陽光発電設備を設置するもので、自宅隣地のため管理や設置工事が容易なこと、平坦で陽当たりが良いこと等を考慮し当該地を選定したとのことです。周辺地域においても第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用することが可能な土地がないことからやむを得ないと判断いたしました。

[以上4件の許可申請について説明]

* 議長（小山京子会長職務代理者） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、7番 山本成委員お願いします。

* 7番（山本成委員） 令和4年5月16日、庄司事務局長、畠山係長、尾形徳夫委員、青木拓也委員、私の5名で現地調査を行ってまいりました。

申請番号1番については、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、盛土を行いますが南側は土留めがあり、北側と東側は道路の高さまでとする。西側と北側の一部はL型擁壁を設置し、土砂流出がないよう配慮するため支障はございません。日常生活又は業務上必要な施設であることから、許可相当と判断いたしました。

申請番号2番については、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、盛土を行いますが土留めの擁壁を設置します。社宅分の雨水は道路用側溝へ排水し、汚水は公共下水道へ接続するため問題はありません。日常生活又は業務上必要な施設であることから、許可相当と判断いたしました。

続いて申請番号3番について。自己資金…万円となっており、こちらは碎石代です。また、配置図には6台ほどの駐車場設置とありますが、13台ほど駐車を見込んでいたとのことでした。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然浸透とし、若干の切土・盛土を行いますが、土砂流出がないよう配慮するため支障はございません。路上駐車を解消するための転用であることから、許可相当と判断いたしました。

申請番号4番につきましては、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、表土は均す程度で盛土は行わず、パネルとベースを設置します。年数回、草刈りを実施、雨水は自然浸透とするため支障はなく、許可相当と判断してまいりました。以上でございます。

*議長（小山京子会長職務代理者） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） はい、3番 猪股委員。

*3番（猪股弘委員） 申請番号4番、太陽光発電設備の設置についてですが、使用貸借によるものだというので、転用後の使用貸借の内容については農業委員会で関与しないものになるのですか。借りる業者と所有者に対して、農業委員会としては土地の転用を認めるかどうかの判断のみということなののでしょうか。

*議長（小山京子会長職務代理者） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 申請番号4番の使用貸借につきましては、元々の所有者であるQ氏が、娘さんのR氏に貸付けるというものでございます。設置等に関してはR氏が依頼した上で業者が行うこととなりますが、あくまで事業主はR氏ということになります。

*議長（小山京子会長職務代理者） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第7号 農地等買受適格証明願の審議について

*議長（小山京子会長職務代理者） 日程第9、議案第7号 農地等買受適格証明願の審議について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第7号 農地等買受適格証明願の審議について。このことについて、別紙のとおり加美町農業委員会会長宛の買受適格証明願が提出されたので審議されたい。

令和4年5月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号1

対象地 城生字金成…番…

面積 974㎡

願出人 S社 大崎市古川諏訪二丁目…番…号

申請事由 5条転用にてアパート用地とするもの

事業資金 借入金 …万円

事業計画 令和4年9月1日着工予定 / 令和5年8月31日完成予定

加美町役場の北東約780mに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の医療施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、盛土を行います但し土留め等を設置するため土砂の流出はございません。用排水施設はなく、雨水は隣接する既設水路へ放流、生活雑排水は公共下水道へ接続するため問題はありません。

[以上 買受適格証明願概要、1件の許可申請について説明]

*議長（小山京子会長職務代理者） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第7号 農地等買受適格証明願の審議についての採決を行います。お諮りします。本件は、証明願のとおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって議案第7号 農地等買受適格証明願については、証明書を交付することに決定いたしました。

日程第10 議案第8号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（小山京子会長職務代理者） 日程第10、議案第8号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第8号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和4年5月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買2件・賃貸借3件・使用貸借1件でございます。

申請番号1

渡人 T氏
受人 U氏
申請地 字赤塚の田 6筆
面積 合計6,005㎡
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号2

渡人 V氏・W氏
受人 X氏
申請地 字赤塚の田
面積 1,031㎡
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号3

渡人 A氏
受人 Y氏
申請地 字田中前の田 外6筆
面積 合計5,538㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…kg

申請番号4

渡人 Z氏
受人 a氏
申請地 字上野目皆伝寺の田 外25筆
面積 合計42,285㎡
権利移動の種別 使用貸借

申請番号5番及び6番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。以上6案件で、田48筆 畑6筆、面積34,948㎡。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上6件の集積計画について説明]

*議長（小山京子会長職務代理者） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第8号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（小山京子会長職務代理者） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和4年度加美町農業委員会 第2回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後2時8分 閉会〉

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和4年5月25日

議 長 小 山 京 子

署名委員 山 本 成

署名委員 青 木 拓 也